

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本入札に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る令和7年度予算（暫定予算を含む）が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。

令和7年1月30日

支出負担行為担当官

関東地方整備局副局長 衛藤 謙介

1 調達内容

- (1) 契 約 名 令和7年度 関東地方整備局車両管理業務
（電子調達対象案件）
- (2) 契約内容 別紙 仕様書による
- (3) 履行期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日
- (4) 履行場所 関東地方整備局管内及び発注者が別途指示する区間
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、本業務は、入札時に「企業の業務実績」、「適正な連絡・履行体制の確保」、「運転業務の質の向上」、「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標について適合状況」「賃上げに関する指標について適合状況」の資料を受け付け、価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の対象業務である。

従って、総合評価のための専門的知識、技術、創意工夫等に関する書類（以下、「総合評価に関する資料」という。）を提出すること。

- (6) 電子調達システムの利用

本案件は、証明書等の提出・入札を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、あらかじめ紙入札方式参加願を提出するものとする。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供」の申請を行い、受理されている者で令和7年4月1日までにA、B、CまたはD等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

- (3) 競争参加資格の申請の時期及び申請先
「競争参加者の資格に関する公示」（令和6年3月29日付官報）に記載されている時期及び申請先にて受け付ける。
- (4) 業務を確実かつ円滑に実施できる体制を確保するための本店、支店又は営業所が関東地方整備局管内に所在すること。
- (5) 下記①～③いずれかの条件を満たし、④に該当する車両管理責任者及び車両管理責任者代理を本業務に配置できること。なお、年数の算定においては、特に定めのない限り、令和7年2月1日現在を基準とする。
- ①道路交通法第74条の3に定める安全運転管理者の選任を受け、1年以上の運転管理の実務経験を有する者。
- ②3年以上の運転管理の実務経験を有する者。
- ③道路運送法又は貨物自動車運送事業法に定める運行管理者の資格を有し、1年以上の運転管理の実務経験を有する者。
- ④関東地方整備局管内に常駐できる者。
- 注）運転管理の実務とは、「自動車の運転手に対し、運転について指示、指導し監督すること」をいう。
- (6) 下記①～④すべての条件を満たす車両管理員を本業務に配置できること。ただし、仕様書5. 1) ⑦の車両（乗合自動車）については、①～③及び⑤のすべての条件を満たす車両管理員を本業務に配置できること。
- なお、年数の算定においては、特に定めのない限り、令和7年2月1日現在を基準とする。また、常に運行できる体制をとるべき車両の台数は、7台とする。
- ①令和2年4月1日以降自動車の運転を業務としていたa) またはb) の実務経験を有する者
- a) 人員輸送の業務経験を1年以上有する者
(令和7年3月31日現在で1年を経過するものを含む)
- b) a) 以外の業務経験を3年以上有する者
- ②車両の運行等に支障がない健康状態であることを証明できる者
なお、証明とは医師による健康診断書（提出前1年以内に作成された健康診断書）に基づく受注者の誓約書による証明をいう。
- ③年齢が70歳未満の者（65歳以上の者は適齢診断（高齢運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものをいう。）※を受診し、運転に支障が無いことを受注者が証明すること。）（令和7年4月1日現在）
- ※適齢診断については業務開始日から起算し、1年前以内に受診していることを条件とする。
- ④普通自動車運転免許を取得し、免許を受けていた期間が3年以上の者。
- ⑤中型自動車運転免許（8 t 限定条件を除く）又は大型自動車運転免許を取得し、免許を受けていた期間が3年以上の者
- (7) 会社更生法に基づき更正手続き開始の申立がなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立がなされている者（再審査を受けたものを除く）でないこと。
- (8) 申請書の提出期限の日から開札の時まで（4月1日契約の入札で落札決定を保留している場合は落札決定の時まで）の期間に、関東地方整備局から「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の

措置要領」(昭和59年3月31日付け港官第927号)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

- (9) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
(入札説明書参照)
- (11) 電子調達システムによる場合は、電子認証(電子証明書)を取得していること。

3 入札書の提出先等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
〒231-8436
横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎 関東地方整備局
総務部 経理調達課 調達係
電話 045-211-7413
- (2) 電子調達システムのアドレス及び問い合わせ先
電子調達システム
<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>
3(1)の問い合わせ先と同じ
- (3) 入札説明書の配布期間及び配布方法
令和7年1月30日から令和7年3月4日まで
3の(1)の場所において配付
- (4) 電子調達システムによる入札書の受領期限
令和7年3月4日 16時00分
- (5) 紙入札方式による入札書の受領期限
令和7年3月4日 16時00分
- (6) 開札の日時及び場所
令和7年3月6日 13時30分
横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎 15階
関東地方整備局 総務部経理調達課 入札室

4 総合評価に関する事項

- (1) 総合評価に関する資料の提出
総合評価に関する資料(技術資料作成要領、記載内容を証明する書類を含む)を令和7年2月13日までに提出するものとする。
- (2) 技術評価項目等
技術評価項目、評価内容、得点配分、評価点及び採点指標は入札説明書記載のとおりとする。
- (3) 賃上げの実施に関する評価
評価項目、評価基準及び得点配分は入札説明書記載のとおりとする。
- (4) 落札者の決定方法
入札参加者は、「入札価格」及び「総合評価に関する資料」をもって入札をし、入札者の入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された

予定価格の制限の範囲内であり、かつ、当該入札者から提出された総合評価に関する資料について、当局が入札説明書（別紙（５））に掲げる技術評価項目毎に審査し、その得点の合計を当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下評価値という。）が最も高い者を落札者とする。

$$\text{評価値} = (\text{技術評価項目の得点合計}) \div (\text{入札価格}) \times 100,000$$

（小数点第３位止め）

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約内容により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

また、落札者となるべき者の入札価格が予決令第８５条に基づく調査基準価格を定めた場合において、調査基準価格を下回る場合、予決令第８６条の調査を当局が安全性を確保することが確認できるまで詳細に行うものとする。

(5) 評価内容の担保

- ① 落札者は、提出した総合評価に関する資料の内容を契約書に明記し、その内容を適切に履行すること。
- ② 発注者が受注者の責めにより、提案内容が実施されていないと判断した場合、発注者は受注者に是正要求書を交付するものとする。
- ③ 受注者は、４．（５）②の要求を受けたときは速やかに是正をしなければならない。
- ④ 受注者は、４．（５）②の要求に従い是正した場合は、速やかに発注者に是正報告書（以下「報告書」という。）を提出し、是正の確認を受けなければならない。この場合において、発注者が是正を確認できない場合は、受注者は引き続き４．（５）②の要求に従い是正しなければならない。
- ⑤ 発注者は、受注者の責めにより提案内容が実施されていないと判断した期間について、該当する評価項目の再評価を行い、入札時の技術評価点との差に相当する額（当該金額に１円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）を違約金として次の式により算定するものとし、受注者は、発注者の請求に基づき、その算定した違約金を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（違約金算出式）

$$\text{違約金} = \text{是正要求期間分として支払った金額} \times (1 - \text{履行後の技術評価点} / \text{当初入札時の技術評価点})$$

※「是正要求期間」とは、「発注者からの是正要求日（郵送の場合は到達日とする）」から「発注者による報告書受理日（是正が確認された場合に限る）」までとする。ただし、報告書の提出がなく、履行期間が終了した場合は、「発注者による報告書受理日（是正が確認された場合に限る）」を「履行期間終了日」と読み替えるものとする。

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限

る。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項

(ア) 電子調達システムにより参加を希望する者は、入札書類データ（証明書等）とともに支出負担行為担当官の交付する入札説明書に示す役務を履行できることを証明する書類を作成し、上記4.（1）の受領期限までに上記3.（2）に示すURLに電子調達システムを利用して提出しなければならない。

(イ) 紙入札方式により参加を希望する者は、必要な証明書等とともに支出負担行為担当官の交付する入札説明書に示す役務を履行できることを証明する書類を作成し、上記4.（1）の受領期限までに上記3.（1）に示す場所に提出しなければならない。

なお、(ア)、(イ) いずれの場合も、開札日の前日までの間において支出負担行為担当官（補助者含む）から証明する書類等に関する説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書、競争参加資格確認資料及び総合評価に関する資料に虚偽の記載をした者の入札、その他入札に関する条件に違反した者のした入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 手続きにおける交渉の有無 無

(7) 本入札の競争参加資格は、上記2.（2）に掲げる入札参加資格の申請を行い受理されている者で、令和7年4月1日までに決定がなされる者であることが条件となり、令和7年4月1日までに入札参加資格の決定がなされない場合は、競争に参加する資格を有しない者のした入札に該当し、入札を無効にする。

(8) 落札決定及び契約締結予定日は令和7年4月1日とする。

ただし、令和7年4月1日までに令和7年度予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は 令和7年4月2日以降、予算が成立した日とする。

なお、この場合であっても上記1.（3）に記載の履行期間は令和7年4月1日からとする。

また、暫定予算になった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、予算措置が全額計上されていないときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。

(9) 詳細は入札説明書による。